

議案第 1 1 号

【子ども家庭支援部子ども政策課】

港区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、乳児等通園支援事業者が定める運営規程に関する基準の変更等をするものです。

【法令改正の背景】

児童福祉法において、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度として、乳児等通園支援事業※が定められ、令和 8 年度から子ども・子育て支援法に基づく保護者への新たな給付事業として実施されます。

これと併せて、乳児等通園支援事業を円滑に実施することができるよう、省令改正が行われました。

※乳児等通園支援事業の通称は、「こども誰でも通園制度」です。

【条例改正の内容】

- ①運営規程に定める利用定員について、乳児及び幼児の区分ごとに定員を定めることを不要とします。
- ②その他規定の整備

【施行期日】

令和 8 年 4 月 1 日